

I. ベター・レギュレーションの 4 つの柱について

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

新たな法令の施行や既存の法令の適用に当たり、引き続き、ルール・ベースとプリンシプル・ベースの適切なバランスを図ることにより、全体としての規制の実効性を確保することを目指すとともに、プリンシプルの趣旨を関係者と共有するための取組みを継続。

(1) 平成 21 年 12 月 4 日に施行された中小企業金融円滑化法においては、金融機関に対し、中小企業や住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等に努めるよう求める一方、その実施に当たっては、金融機関それぞれの特性に応じた体制整備を求めていくプリンシプル・ベースの枠組みを導入。

(2) 証券取引等監視委員会の勧告・告発事案についてはルール・ベースが基本であるが、問題の細部だけでなく全体像を俯瞰した監視、制度の趣旨に鑑みた法令適用を徹底。市場の公正性や信頼性を損なう問題行為の未然防止の観点から、市場関係者に「法令違反でなくとも望ましくないことはしない」というプリンシプル・ベースの規律が確立されるよう、関係者との意識を共有するための取組みを継続。

- ・ 各事案に関する社会的・制度的な背景や意義付け等を記者発表や自主規制機関等との意見交換の際に丁寧に説明。
- ・ 勧告・告発に至らなかった事案についても、調査中に明らかになった問題点等を関係者に問題提起し、法令改正等のルール・ベースでの対応が馴染まないものについては、自主規制ルールなどを通じたプリンシプル・ベースでの解決策による未然防止を要請。

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

(1) 平成 21 年秋以降、ドバイ政府系企業の債務返済延期要請を受けた国際的な金融市場の動揺や、ユーロ圏の財政状況を巡る不安定な状況が発生。こうした国際的な金融・資本市場の動向やそれらが金融機関の財務の健全性に与える影響等を注意深くフォロー。

- ・ 金融システム、金融・資本市場の動向をタイムリーに把握するため、各市場の状

況や内外のマクロ経済の情勢等の金融機関の経営等に影響を及ぼし得る情報について、庁内の情報を集約し横断的に共有する態勢を整備。

- ・ 我が国預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等を継続して公表（平成 21 年 9 月、12 月、平成 22 年 3 月、6 月）し、金融機関の財務の健全性に関する状況の把握や不透明感の除去に注力。

また、今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や、我が国金融・資本市場において見られた問題等を踏まえ、我が国として対応すべき諸課題について検討し、「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表（平成 22 年 1 月）。我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図るために必要な以下の措置等を盛り込んだ金融商品取引法等の改正法案を国会に提出（平成 22 年 5 月 12 日成立、5 月 19 日公布）。

- ・ 店頭デリバティブ取引等に対する清算機関の利用を義務付け。
- ・ 証券会社に対する連結規制・監督等の導入。

- （2） 中小企業等を取り巻く厳しい状況を踏まえ、全国の商工会議所へのアンケート調査や幹部職員等を全国各地に派遣した意見交換会の開催など、借り手である中小企業との対話の充実等により、中小企業金融のきめ細かい実態把握を継続。

中小企業等の厳しい状況を踏まえ、平成 21 年 10 月 30 日に中小企業金融円滑化法案を国会に提出（同年 11 月 30 日成立）。また、年末の資金繰りに間に合わせるべく、成立後、迅速に施行するとともに、併せて、監督指針や検査マニュアルを改定。さらに、金融機関代表者等に対して金融の円滑化を要請したほか、借り手に周知・徹底を図るため、積極的な広報活動に努めるなど、円滑な金融仲介機能の促進に向けた取組みを推進。

- （3） 多重債務問題の解決を目的として、国会の全会一致の賛成により、平成 18 年 12 月に成立した「改正貸金業法」は、3 年半にわたり段階的に施行され、本年 6 月 18 日に完全施行されたが、同法を円滑に施行していくため、以下のような取組みを実施。

- ・ 改正貸金業法の円滑な実施のために講ずべき施策について検討を行うことを目的として、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し（平成 21 年 11 月）、「借り手の目線に立った 10 の方策」を取りまとめて公表（平成 22 年 4 月）。
- ・ 「借り手の目線に立った 10 の方策」に基づき、改正貸金業法に関する内閣府令の改正案を公表（平成 22 年 4 月 26 日）。広く意見の募集を行い、借り手の目線から、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施に資する意見等については、極力新たな改正案に反映させ、公布（平成 22 年 6 月 11 日）。

- ・ 改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に代えて、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置(平成 22 年 6 月)。
- (4) 効率的かつ効果的な金融検査を実施する観点から、中小企業金融円滑化法の施行に併せ、「金融円滑化編」を新設した改定金融検査マニュアルに基づき金融円滑化のターゲット検査を実施したほか、監督局と連携して情報分析機能を強化し、事前情報分析の結果等を踏まえ、テーマ別横串検査(特定のテーマに絞って主要行を横断的に検証)を実施。
- (5) 証券検査においては、平成 21、22 年度証券検査基本方針を踏まえ、以下の点に留意しつつ、検査対象先のリスクの所在を分析し、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を継続。
- ・ 証券取引所の新システム導入に伴うシステムリスク管理態勢に係る特別検査や、平成 19 年の金融商品取引法の施行に伴い新たに規制対象となった集団投資スキーム(ファンド)を扱う第二種金融商品取引業者に対する集中検査など、監督部局等からの情報分析を踏まえ優先度を判断の上、検査を実施。
 - ・ 売買審査態勢等の不備を検査において指摘し、金融商品取引業者によるゲートキーパーとしての機能発揮を促進。
 - ・ 市場で重要な地位を占める業者への検査では、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点からの内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性にもウェイトを置くとともに、予告検査を試行的に導入し、業者の受検負担に配慮。また、これら検査の検査結果通知のスタイルも見直し、具体的な問題が発生していない場合でも、これを放置した場合にはリスクの顕在化が懸念されるような態勢上の問題点が認められる場合は、留意点等として通知し、業者の自主的な対応を促進。さらに、検査機能の実効性及び効率性を向上させる観点から、自主規制機関との連携を強化。
- (6) 近年、厳しい経済金融環境を背景に多発している不公正ファイナンスの問題は、複合的な法令違反であることが多く、問題の全体像を把握することが不可欠であることに鑑み、証券取引等監視委員会の機能を総動員し、不公正ファイナンスの全体の構図を解明することに努めるなど、市場の公正性確保と投資者保護を図るための最重要課題として取組みを推進。
- ・ 市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査それぞれの特性を

最大限発揮できるよう、横断的な調査手法や業務運営の導入等、取組みを強化。

- ・ 未然防止の観点から、各証券取引所との情報共有や業界団体等との意見交換会の開催など、自主規制機関や市場参加との連携を強化。

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

金融機関や市場参加者による自主的な取組みによる経営改善等を促す観点から、引き続き、インセンティブを高めるための制度の充実や事例の公表等を推進。

- (1) 金融機関における経営改善に向けたインセンティブを高めるため、検査評価制度の充実に向けて、金融検査評価結果の分布状況の公表において、全体の約 8 割強を占めるB評価のレベル感を比較できるよう、「Aに近いB」「平均的なB」「Cに近いB」の 3 類型に分類。

- (2) 金融機関等の自主的な取組みによる内部管理態勢の強化等を促す観点から、事例集等の内容を充実。

- ・ 「金融検査指摘事例集」の拡充(433 事例)(平成 21 年 7 月)
- ・ 「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」(43 事例)の公表(平成 21 年 12 月)
- ・ 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の見直し(平成 22 年 6 月)
- ・ 「金融商品取引法における課徴金事例集」の内容の充実(平成 22 年 7 月)

また、証券取引等監視委員会は、証券検査において、経営陣を交えたミーティングなどの双方向の対話等を重視した検査を実施するなど、金融商品取引業者等の自主的な取組みを促したほか、開示検査においては、検査を通じて、対象会社等に対し、自発的な訂正等による早期の適正な情報開示を促進。

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

新たな制度の導入や利用者からの問合せ状況等を踏まえ、検査・監督上の着眼点の明確化やQ&Aの拡充等により、引き続き、透明性・予測可能性の向上に努力。

- (1) 新たな制度の導入に伴う検査・監督上の着眼点の明確化を推進。

- ・ 中小企業金融円滑化法の施行に伴い、監督指針や検査マニュアルを改定し、顧客からの条件変更等の申出に対応するための金融機関における態勢整備に関する着眼点の明確化を図るとともに、Q&Aを公表。
- ・ 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行(平成 21 年 6 月)により、信用格

付業者に対する規制が導入されたことに伴い、信用格付業者向けの検査マニュアルや監督指針を策定し、併せて、英語版を公表(平成 22 年 4 月)。

- ・ 公認会計士法等の一部を改正する法律の施行(平成 20 年 4 月)により、外国監査法人等に対する当局の権限が整備されたことに伴い、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を策定し、併せて、英語版を公表(平成 22 年 1 月)。

(2) 利用者から問い合わせの多い事項に係るQ & Aの公表や説明会開催など、透明性の向上に資する取組みを推進。

- ・ 国際的な財務活動又は事業活動を行う一定の上場企業の連結財務諸表について、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度から、任意に国際会計基準(IFRS)を適用することが可能となったことを踏まえ、作成者の利便に資するよう、各種開示例を公表。また、関係者の適切な理解を促すため、「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」を公表(平成 22 年 4 月)。
- ・ 開示行政に係る基本的な考え方、発行開示を中心とした運用の指針、行政処分の基準、及び第三者割当増資を中心とした審査基準の明確化を図るため、「企業内容等開示ガイドライン」を改正(平成 22 年 4 月)するとともに、上場企業の担当者や法律実務家等を対象とする説明会を開催(平成 22 年 4 月)。
- ・ 「株券等の公開買付けに関するQ & A」(平成 21 年 7 月公表、11 月及び平成 22 年 3 月追加)、「株券等の大量保有報告に関するQ & A」(平成 22 年 3 月)を公表するとともに、事前の意見募集、説明会の開催などの取組みを実施(平成 22 年 4 月)。

Ⅱ. 当面の5つの取組みについて

1. 金融機関等との対話の充実

(1) 中小企業等を取り巻く厳しい状況を踏まえ、引き続き、全国各地で中小企業者等との意見交換会を実施するなど、金融円滑化に向けた対話を充実。

- ・ 中小企業経営者等を対象に、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の説明会を開催(432 回開催、23,453 人が参加(平成 21 年 7 月～平成 22 年 6 月))。
- ・ 金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリングや意見交換を実施(平成 21 年 9 月、11 月)。

- (2) 金融検査・監督の運営における報告等の事務負担の軽減について、各業界団体から特に強い要望のあった金融円滑化検査における事前提出資料の削減について、平成 22 年 4 月に見直しを行い、試行を開始(事前提出資料の約 4 割を廃止又は縮減)。監督部局においては、定期的に求めている報告の必要性等を検証する仕組みの構築等について検討。

2. 情報発信の強化

- (1) 中小企業金融円滑化法や改正貸金業法の施行を円滑に行う観点等から、広く利用者に周知・徹底。また、未公開株取引等の詐欺的な投資勧誘事例などの不適正取引が多発している状況を踏まえ、被害の未然防止の観点から積極的な情報発信に注力。
- ・ 中小企業金融円滑化法の施行に伴い、金融庁幹部職員等による全国各地での中小企業・金融機関向け説明会を開催(平成 21 年 12 月)。
 - ・ 改正貸金業法の内容について、ポスター、リーフレット等により周知徹底。「改正貸金業法フォローアップチーム」の下、今後も広報・周知を継続。
 - ・ 未公開株取引やファンド取引等に関する詐欺的な投資勧誘事例の多発を踏まえ、被害の未然防止に向けて、リーフレットの作成・配布等を実施。併せて、被害の未然防止・拡大防止・回復に向けた取組みについて、「未公開株取引等の問題に対する対応状況について」として公表(平成 22 年 3 月公表、4 月改定)。
 - ・ 近年多発している不公正ファイナンスなど、不公正取引のリスクの増大等を踏まえ、上場会社や業界団体向け外部講演において、不公正ファイナンスの問題やTOBに関するインサイダー取引等の最近の不公正取引の傾向などについて情報発信。
- (2) 大臣記者会見等への参加メディアを拡充し、主要外国紙・国内経済誌などの記者クラブに所属していない媒体に対して、金融庁の施策や考え方を直接的に発信・説明する機会が大きく増加。
- (3) 幹部による国内外での講演機会を積極的に活用し、世界的な金融危機と各国の政策対応、金融円滑化に向けた取組み、金融・資本市場に係る制度整備等について、時宜にかなった情報発信を推進。

3. 海外当局との連携強化

- (1) 金融危機の再発防止と強固な金融システムの構築に向けて、G20 等の場における国

国際的な議論に積極的に参画。その際、金融規制改革については、国際的に協調しつつも、規制の内容は各国の実情を踏まえたものとし、実体経済への影響に十分配慮すべきとの観点から、国際的な議論の場で我が国の立場を積極的に主張。

- (2) 監督当局間の協議を積極的に主催し、各国金融機関の経営状況等や、国際的な金融規制改革等について活発な議論や情報交換を実施。また、経済成長の著しい他のアジア諸国との金融分野における連携は、アジア域内で事業展開する企業や金融機関の活動の場を広げ、アジアの一員として我が国も成長できる環境を整備する観点からも重要であり、アジア諸国との金融協議も積極的に開催（中国、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾等）。

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

- (1) 国内外の市場動向等のタイムリーな把握、リスク要因の分析に当たり、市場関係者との意見交換を日常的に行うとともに、金融システム全体のリスクを迅速・的確に把握するため日本銀行等との緊密な情報交換を推進。また、庁内各部局が収集・分析している情報を集約し横断的に共有することを目的とした態勢を整備。（再掲）
- (2) 不公正取引等のリスクを的確に把握する観点から、発行市場におけるファイナンスの動向や、新たな金融商品・取引形態等に関する市場動向の分析機能を強化。分析結果については、必要に応じて自主規制機関とも共有。

5. 職員の資質向上

- (1) 多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質を十分に活かせるよう、任用面における取組みを推進。
- ・ 職員のキャリアパスに係る要望に配慮した人事配置を継続的に実施。
 - ・ 若手職員の育成のため、リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に積極的に配属。
 - ・ 金融機関を始めとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法に基づく交流採用や任期付もしくは任期を定めない中途採用の形で、年間を通じて積極的に採用。

- (2) 専門的な研修を充実するべく、「先端金融商品研修」など、最新かつ専門的な研修を新設。また、証券検査においては、新任検査官に対して、検査実務のノウハウの指導・助言を行うトレーナーを配置し、密度の濃い職員教育を実践。
- (3) 新たに東京証券取引所、地方公共団体へ派遣することとし、また、若手職員を財務局へ派遣することとしたほか、国際機関、在外公館、海外当局への派遣を拡大するなど、職員派遣制度を充実。